なかさと

毎月一回　15日
定価　1部　5円
発行所
中里村公民館
現在人口
男　4,488
女　4,512
計　9,000
世帯数　1,709

―農業構造改善―

働き手の問題も考えよう

いよいよ中里村でも農業構造改善の問題が本格的に研究される段階にいたったが、ここで、農業経営のにない手となる農業の働き手の問題もあわせて考えてみなければならない。

農業経営上欠くことのできないものは農業の働き手、つまり労働力であるが、さいきんこの労働力の動向に大きな変化があらわれてきている。元気に満ちた若年層労働力が減少し、〝三ちゃん農業〟などといわれるほど老令化、婦女子化してきていること。農業従事者一人当りの所得が他産業従事者のそれにくらべて低く、その差がますます大きくなっていること。就業形態も季節的など不安定な状態にあることなどがその要因であろう。農業構造改善を推進して、近代的な農業経営を確立するにしても、そのにない手となる農業労働力がこのようなありい方ではいたし方のないこととなる。

農村の過剰人口といったことはすでに昔話にさえなりつつあるが、そうかといって絶対的に農業の働き手が足りないのかというとかならずしもそうではなく、一方では農業だけでは生活ができないと兼業に従事する人もあるし、より収入の多い働き場所を他に求めている人も少なくないのであって、まことに複雑な様相を呈している。

このような農業労働力の不足と過剰という実態が同時にあらわれてきている今日の農村では、なんといってもまず有力的な農業技術の導入などによる農業労働の合理化や調整をはかりながら、農業における基幹労働力の確保をはかるとともに、他方、他産業で働くことを希望する人には、円滑に適当な職業に就くことができるようにしてやることも必要である。

すでに地域の実情に応じた対策を協議するために、農業労働力調整協議会が設けられ、農業就業構造の改善に関して研究協議がなされてきてはいるが、労働力というものは、経済の全体構造によって規制されるので、対策といってもなかなか解決されない困難な面が多いのであるが、この際にこそ一歩進んで、農業経営の中に近代的な感覚をもっと積極的にとり入れる必要があるのではなかろうか。

たとえば、青年層が農業に残らないといって歎く前に、なぜ残らないのかということも考えてみることも大切である。これまでの農家はあまりにも経営主中心で、経営主の独善がとかく強すぎたという面がなかっただろうか。農業経営の近代化ということは家族関係の近代化にもつながらなければならない。家族の労働に対しても、それ相応の待遇をしてやるといったくらいの考え方は必要だ。すでに先進農家では、農業経営をやるにあたって父子契約とか親子協定を結んで、農業後継者の成長する段階に応じて経営上の地位を明確にし、労働報酬を支払うなどして青年層の男女に対する積極的な理解を示し、成果をあげている。

ともあれ、農業構造改善とともに農業の働き手の問題、なかんづく、今後近代農業のにない手となってもらわねばならない農業後継者対策をあわせて考えてもらいたいとおもう。

不良図書をなくしよう

青少年健全育成のために、青少年保護育成条例（青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護しもって青少年の福祉と増進に寄与することを目的とする。）が昭和三十七年に制定されてありますが、この趣旨に沿って「不良図書追放運動」がすすめられています。この運動については都市などではかなり大きな関心が寄せられていますが、農村ではさほど重要視されていないようにもおもわれます。

人間にとってもっとも重要な成長期にある少年期青年期に良書を読むということは、人間形成の上に非常によい影響となります。近頃、青少年の不良化の傾向は社会問題として取り上げられており、新聞やラジオテレビなどで毎日のように高校生や中学生などの非行が報じられているように、犯罪や非行年令が著しく低年化してきているという問題であります。

最近では、週刊誌ブームとやらで不良図書がたくさん刊行されており、いわゆる青少年に著しく性的感情を刺激したり、粗暴性残虐性を助長して健全な育成を阻害するおそれあるものが氾濫しています。現在条例で不良図書として指定されているものは二十一種類もありますが、その中にはたとえば、週刊実話、芸能実話などがあります。

このような状態では、一方的に青少年に不良図書は読むなときめつけてもかえって逆効果になる懸念さえあります。

そこで次のようなことを提案します。まず世の親達が率先して良い本を読み、家庭の中に不良図書を持込まないようにすることです。いまあるものは、目にふれないところに置くとか、焼き捨てるようにしたい。又、家庭だけでなく、戸外たとえば駅、理髪店などの待合室などでも読む機会が多いので良識にまつところが大きい。

先般、郡内の児童健全育成のために不良図書を追放しようということで、販売制限図書類の取扱懇談会が開かれ、県や地元警察署、中越児童相談所、郡市内書店、各町村の関係者などが集って協議した結果、郡市内の書籍店では不良図書は出来るだけ販売しないようにし、万一販売元より送付された場合には速やかに送り返す。又は青少年の目にふれないところに置く。ということに全面的に協力しあうことを申し合わせました。

〝見る前に選ぼうよい図書よい映画〟この青少年健全育成の標語を目標として、お互に青少年のために良い環境をつくろうではありませんか。

被保険者証更新について

三十八年十月より世帯主七割給付等により被保険者証を訂正してきたのですが、これを新年度より新しく替えますので、みなさんのご家庭で被保険者の移動のあった場合はすみやかに役場の国保窓口に被保険者証、印鑑を持参の上お届け下さい。

なお、いま更新事務をすすめていますので完了次第お届けいたしますから引き替えに現在使っている被保険者証をカバーをはずして区長さんまで届けて下い。

（国保係）

お知らせ

中里村体育協会
行事日程

中里村体育協会では、スキー大会、排球、籠球大会を次の日程により行うことになりました。つきましては、村民の皆さんに多数参加していただくことを望んでおります。

▽村民スキー大会
一、日時　二月二十三日、午前九時より
一、場所　山崎神社スキー場
一、種目　滑降、回転、余興
一、申込　二月二十日まで系

▽村民排球、籠球大会で、生
一、日時　三月一日、なくより
一、場所　田沢中学校屋内運動場
一、チーム編成
排球　九人制混合、男子四人以下女子五人以上
籠球　男、女別五人一組
一、申込　二月二十六日まで
なお、詳細については大会事務局（中里村公民館）へお問合せ下さい。

―回　想―

清津川総合開発と湯沢分水

富　井　喜　重

「なかさと」新年号の、高橋村長の年頭の辞に、清津川右岸段丘地開発事業は昭和四十年度から着工される公算が強く、明るい見通しがもてると述べられているが、この事業が提唱されてからすでに二十有余年になんなんとする今日、これまでに関係された多くの人達の喜びは如何ばかりかとおもう。この機会にことの起りや、この問題に献身された故人の業績を回想しつつ、更にこの計画の成否に最も重大な関係を及ぼした南魚沼郡三俣から湯沢発電所へ清津川を分水した当時の状況を辿り検討して見るも、あながち無駄でもなかろうと考え、自分の関係したメモから順を追って並べて見たい。

清津川の水を段丘地帯に導水して開発しようと真剣に考え出した人は私の知る限りにおいては山崎の阿部喜一郎老人であろう。同氏は南魚沼郡旧上田村の出身で、国有林六日町営林署田沢担当区の官吏を退官し、悠々自適の生活を送っていたが、在官中、山歩きをしている中に当間山麓一帯の広袤に着眼して、清津川の水を揚げれば田沢原、水沢原、川治村の城の古原まで開田ができる。なんとかものにしたいものだと、とてつもない考えを持ちはじめた。一人コツコツと地形、地質、殖生植物の状況を調べて昭和十六年二月一日「当間山麓平原農地開発目論見書」を脱稿した。

内容目次は次のとおりになっている。

序文
第一章　総論
第二章　位置
第一節　当間山麓その他原野開発地区。
第二節　河川敷及びその荒廃地。
第三節　地籍別面積広袤、海抜。
第三章　地質、土質、現況
第一節　原野及び荒廃地。
程島、市之越団地、七川、田沢原、水沢原、猪原、下段（宮栗、土市、新宮、当間川
第二節　河川
清津川、釜川。
第三節　区域地上の殖生植物の大要。
第四章　水利計画及び水盤
第一節　水利計画
清津川及びその他の小河川。
第二節　水盤
清津川及び各小河川。
第五章　貯水設備
第六章　配水設備
第一節　田沢、水沢両村
1程島2市之越3七川流域4田沢原水沢原5当間川流域6猪原7下段
第七章　道路計画
第八章　部落の配置
第九章　燃料の供給について
第十章　河川改修と水害防止及び砂防
第十一章　国道の改築と路線の変更
第十二章　結論、追加論。（川治村分）

以上、目次に示す如く三十六ページの内容は、なかなか豊富多岐に亘り、その識見を調査記述に費やした努力に対しては驚嘆と敬意に堪えない。もし本紙に内容の掲載を許されるならば一部手許に保存してあるので公表し大方のご覧に供し、併わせて故人の御苦労に対し感謝の意を表したいものである。

阿部氏の開発計画は、小出温泉から約六百間上流の海抜四百七米となっている地点から八ヶ村の隧道により取水し、各小河川も堰提その他の取水設備により夏、渇水期において百二十九個の水を得て、田沢、水沢、川治三村の区域三千二百六十七町歩の中に、開田（面積は明記されていないようだ。）と分村計画を織込んでいる。

なお、ここで附記しておきたいのは清津川を段丘地に導水しようと考えたのは今にはじまったことではなかった。天保巳年九月に田沢村百姓平兵衛なる者が、市之越原から猪原まで新田開発をやってほしいと会津御領方十日町役所宛差出しの願書の写しが目論見書に添付されている。（この願書掲載も興味あるものであるが、またの機会にしたい）

昭和十六年は支那事変が勃発してから五年目、戦局も愈々長期戦となる様相をおびつつあって兵器の増産はもとより銃後の食糧確保のため農地の開発は重大国策であり、政府は農地開発営団の組織によって強力に未墾地の開発と健全な自作農家を創設しようという時期であった。

「当間山麓平原開発目論見書」を一読して最も共鳴したのが当時の田沢村長を退職して間もない樋口清造氏（千溝）であった。阿部、樋口両氏の結びつきは田沢、水沢両村有力者多数の共感をゆり動かすと共に、一般村民も又同じくこの問題に関心を示し、毎日のように研究の会議が開かれたものであった。そのうちに田沢村農地開発期間盟会も設立され、昭和十七年四月九日の村議会には「当間山麓平原農地開発に関する件」が上提され、村の重要政策として組織ある運動に入ることとなったのである。五月二十五日には農林省農政課中西技官から、測量器具十一梱包の送付状が到来し愈々実地測量の段階に到達したのであった。阿部氏が目論見書を脱稿してから一年余り、この間樋口氏は村長退職金を、阿部氏は長年蓄積した持金を費消し挙句の果は農業会から借金までして運動に献身したのである。

（以下次号）

熱戦展開さる

第五回中里村柔、剣道大会

去る二月九日午前九時より、田沢中学校屋内運動場に於いて第五回中里村柔剣道大会が開催された。冬季出稼ぎなどのため一般参加者は少なかったが、各選手とも日頃の練習を十分に発揮し折からの寒さも吹きとばすような気合のこもった激しい熱戦がくり広げられた。

出場選手柔道二十三名剣道十二名によりそれぞれ紅白試合、個人戦が行なわれ次の選手が表彰された。

◎柔道の部
紅白試合
敢斗賞　川田　義和（貝野中）
〃　桑原　範大（田沢中）

（個人戦）
中学一年生の部
一位　徳井　敏夫（貝野中）
二位　羽鳥　誠一（貝野中）
三位　南雲　逸雄（貝野中）
中学二年生の部
一位　村山　隆蔵（貝野中）
二位　川田　義和（貝野中）
三位　羽鳥　明（貝野中）
中学三年生、一般無段者の部
一位　山田　旗一（宮　中）
二位　藤田　昇（貝野中）
三位　中島　正人（貝野中）
有段者の部
一位　中田　洲（芋　沢）初段
二位　村山日出次（宮　中）初段
三位　中島富雄（堀之内）初段

◎剣道の部
紅白試合
敢斗賞　市橋　弘（田沢中）
〃　服部　卓二（如来寺）

（個人戦）
一位　服部　卓二（如来寺）初段
二位　滑井　昌寿（　桂　）
三位　南雲　憲明（上　山）

【写真は大会熱戦の模様】

▽なかさと文芸

二月投句

雪しんしん夜業の藁の陰の音　土　牛
石仏は無心に埋めつゞく　桂　仙
朝光に雪頂く木々の咲く如し　一　声
寒行の女衆にオンはなやぎぬ　芭　月
松終えて梅待つ時季の寒さかな　秋　陽
出稼や妻に託せし家の雪　桂　仙
掃注いで人の眺めの窪をつくり　一　声
雪朝寝[illegible]や妻の[illegible]

席題『冬　山』　天来子
朝光や雪嶺天にそゝりおり　桂　仙
冬山に斧の一鳴をもらす　秋　陽
また来ぬ雪山はるかシャッターきる　稔　子
人の世のきびしきものよ冬の山　芭　月
紅葉が歌う雨もなく雪の山　桂　仙
[illegible]く山[illegible]老の一人行く

村を去るにのぞんで

栄養士 **樋熊 順子**

立春を過ぎましたが冬がぶり返したような今日この頃、皆様いかがお過しでしょうか。私こと一身上の都合により一月三十日をもって退職いたしました。右も左もわからないこの中里村にきて、健康な村づくり、人づくりの大任を課せられ二年十ヵ月。長くもあり又短かい月日でした。皆様の御支援に浴しながら、何等報いる事もなく過してきましたことはいかにも心残りに思われてなりません。

食生活改善とは毎日耳にする言葉ですが、効果が目に見えないばかりにおろそかにされがちですが、なんといっても食べ物は「生命の糧」ただ好きなものを腹一杯食べていればよいという考えでなくして、より健康的な生活を送るために、ぜひとも栄養の三色図表、食事の標準寸法を頭におき、並寸、特大など身体にあった食事作りに心がけていただきたいとおもいます。

「あるもので間に合わす」ことは大切ですが、その「あるもの」をどのように手元にそろえておくかが問題です。農産物などは自然の影響を受けやすく、おもうように収穫がないこともあるとおもいますが、身体にあった野菜が食べられるように計画自給作付が必要となってきます。寄宿舎へみんなもってゆかれて家に残ったのは大根と白菜だけになってしまったなどの声を聞きますが、冬季の有色野菜を何で補うかを考えていたら、こんな声も聞かずに済むのではないでしょうか。

村内の疾病状況をながめてみても、高血圧、神経痛が大半で依然として「白米食」がおおいに関係しているとおもいますが、長い目でみてもっと〳〵自分の身体を大切にしていただきたく、お正月料理、お祭り料理ということでなくして毎日の食膳に栄養を盛り込んでもらいたいと切におもいます。毎日が忙しく食事づくりに時間をかけられないというのも真実とおもいますが、そのように忙しい「もと」になるのは何であるか。一般に病気になり、気をつけるようになるのが常ですが、より予防策が大切であるからです。

次代をになう青少年の人格を左右するのも、妊娠と同時にその「もと」ができるわけですし家庭の健康平和は「適した食事」につきるのではないでしょうか。和やかな家庭、繁栄の村づくりに食事づくりに心して下さい。病人の居ない明るい村となるよう願ってやみません。私も未熟ながらおおいに勉強するつもりです。中里村での想い出も一生頭から離れることなく、「お達者で……」と送って下さった皆様に心よりお礼申しあげます。村を去るにあたっていろいろ御指導、御協力下さった皆様に厚くお礼申しあげ、御自愛の程をお祈りします。

みんなで考えよう

○近頃どこの部落へ行っても三ちゃん農家が増えてきた。今年は、はじめ暖冬でよかったがこれで雪はもうたくさんだ。出稼ぎで父ちゃんのいない季節的母子家庭も少なくないのだから。

○世の中は農業の問題だけでなく、さまざまな改新が激しくうずをまき、人々はそれにさからうこともできず、流れに従いながら心の底では不安や焦燥、不満矛盾といったような気持ちをかかえて生活し続けていないだろうか。

○さいきん〝人づくり〟がだいじだとよくきかされる。これはしかし、高度経済成長の要請に応えてハイタレントを育てるだけの意味ではないのだが、マスコミ、マスプロの俗悪文化は純な青少年を蝕む。

○このような今日を政治が貧しいからといってしまえばそれまでだが、誰れかがやってくれるだろうではよくならない。「お前はお前、俺は俺」ではダメ。あなたも、わたしもみんながしあわせになる。一体どうしたらよいか、お互いしんけんに考え話しあってみたいもの。

○冬でもハタ織りなどで忙しい母ちゃんたちが、今年も各地区でしんけんにべんきょうしている。貝野でも倉俣でも、雪深い清津峡地区では講師が行ってくれないのでもっぱら仲間で話しあいだ。子どものことでも地域のことでも無関心がいちばんわるい。みんなで力をあわせてどうすればよいか考えてみよう。

（写真は、貝野地区母親学級のようす）

国民年金免除は損です

国民年金制度がはじまってからすでに四年目にならんとし、今年も国民年金保険料免除申請の時期が近づきました。

ところで、三十八年度中里村においては、加入者のうち免除申請が三三％もあり、免除率の高い方では県下で五本の指に入り免除者が非常に多いのです。隣接町村のK町では一四％です。

現在、厚生省に納入する一人当りの保険料は、K町より少ないのですが、将来老令年金の支給がはじまりますと、その反対に多額の差となって、K町の一人当りの額が中里村の一人当りの老令年金よりも多く支給されることになるのです。

例えば、六十才まで納入して加入期間が十五年間の人が六十五才から支給され、七十五才まで生きたとしますと十年間だけ支給されることになりますが、納入した人と免除した人では次のように年金額がちがってきます。

期　　間	十年間支給年額	納入金額	差　　額
十五年納入	150,000円	27,000円	123,000円
五年免除十年納入	119,750	18,000	101,750
十年免除五年納入	106,000	9,000	97,000
十五年免除	92,250	0	92,250

十五年間納入した人と免除した人では、このように十年間に三万七千五十円もちがってきます。これが将来年金額が改正され、増額されるようなことがありますと更に差が出ますので、働けるうちは保険料を納入して明るい老後の設計を立てるようにしましょう。（役場年金係）

正しい家庭設計のために

結婚早々では……とか、子供のない新婚ムードを楽しみたいというようなことで、第一子の人工妊娠中絶が少なくないといわれていますが、中絶後、や子無し、又は高令、妊娠分娩の異常が近年増加のをたどっています。

健康な子供を生み育てなければならないだいじな母体が、このような無知から害われることを未然に防止し、つねに子供が生めるよう正しい家庭設計を立て、幸福な生活を築かれることをねがい、そのテクニックをわかりやすく説明してある〝新しい家庭設計の手引〟をこのほど県と市町村で新婚家庭に贈呈することになりました。

なおこの小冊子は、結婚届をした方でまだ妊娠証明書を交付していない夫婦に一応先けしますが、婚約が済んだ婚前にでもお二人の氏名生年月日をお届け下されば、この手引きを差上げることになっていますので役場保健婦に気軽にご相談下さい。

危険な犬の放し飼い!!

飼犬者の反省を

犬を飼っている方に毎度御注意申し上げていることですが、犬の放し飼いは固く禁じられています。にもかかわらず犬の放し飼いが後を絶たないのはどうしたことでしょうか……。

つい最近アメリカ大使館の子供が犬に咬み殺された事件もご存知のことと思いますが、この犬はその子供がいつもは馬がわりに乗ってもおこらなかったおとなしい犬だったそうです。

犬はいま発情期に入っているので、日頃はおとなしい犬でもいつどこでどんな危害を加えるかも知れません。しかも雪のため道路がせまく、犬にあっても避けられず、恐怖に身をすくませている子供や婦人をよく見かけますが、こんなことが絶対にあってはならないのです。

参考までに昨年各飼犬者に配布した新潟県飼犬取締条例を掲載します。再度読んで反省し厳守していただきたいと思います。

◇新潟県飼犬取締条例抜すい

第一条（目的）この条例は飼犬が人に危害を加えることを防止することにより社会生活の安全を確保し、あわせて公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（中略）

第三条　飼主は犬を捨ててはならない。

2　飼犬の飼育をやめようとするときは、もよりの保健所へその犬を引き渡さなければならない。

第四条（けい留）飼主は飼犬を常にけい留しなければならない。但し次の号の一に該当する場合はこの限りでない。

1　（省略）

2　（省略）

3　適当な長さの丈夫な綱又はくさり等で犬を制御できる人によってひき運動をするとき。

（以下省略）

第七条（第三者のけい留解除の禁止）第四条又は第五条の規定によりけい留し口輪をつけ又はおりに入れてある犬については（中略）何人もけい留を解き口輪をはずし又はおりから出してはならない。

（省略）

第十条（罰則）第四条、第五条又は第七条の規定に違反した者は一万円以下の罰金又は、留置若しくは科料に処する。（以下略）

社会厚生課

人生往来

◎産声

子のなまえ	父の名	部落名
樋口 和男	弘	干溝
井ノ川 敏夫	信一	小原
樋口 ふじ美	培治	朴木沢
上村 和子	忠男	山崎
村山 敦	重松	田沢
村山 二郎	作之進	田沢
樋口 秀次	源治	小原
山田 美代子	多喜雄	東田尻
知桐 成	敏雄	上山
羽鳥 忠則	忠三	新屋敷
樋口 利夫	武太郎	宮中
阿部 よしい	忠夫	新屋敷
徳井 伸司	祥市	堀之内
羽鳥 千枝	宣一	本屋敷

◎高砂

新郎	鈴木 徹	重地
新婦	南雲 輝子	程島
新郎	永井 清市	長岡市
新婦	村山 文子	田沢
新郎	樋口 金吾	十溝
新婦	大平 君江	津南町
新郎	藤ノ木 満良	小出
新婦	小宮山 マキ	十日町
新郎	広瀬 利明	長野県
新婦	清水 良子	川崎
新郎	滝沢 剛利	重地
新婦	清水 和子	津南町
新郎	大島 雅裕	倉俣
新婦	斉喜 八重子	倉俣
新郎	亀田 精一郎	栃木県
新婦	南雲 紀子	堀之内
新郎	高橋 一彦	湯沢町
新婦	藤田 トミ	宮中
新郎	村山 道雄	十日町
新婦	高橋 洋子	宮中
新郎	福島 民夫	十日町
新婦	柳 秀子	本屋敷

◎昇天

氏名	年令	部落名
樋口 ワカ	（八〇）	小原
井ノ川 貞夫	（一三）	如来寺
山本 平太郎	（八〇）	小出
井ノ川 タケ	（七七）	山崎
広田 進平	（八二）	干溝
村山 二郎	（〇）	王沢
山本 ネン	（四一）	土倉
通口 トリ	（七四）	西田尻
滝沢 金吾	（五八）	田代
阿部 トリ	（五四）	本屋敷

―グループ紹介―

青級家庭コースの人たち

毎日の食生活を工夫して、よりおいしく、栄養豊かに、しかもお金をかけないでたのしいものにしていきたいと、毎週一回水曜日の夜、田沢小学校の家庭科実習室に集まって、みんなで話しあったり、講師の指導で調理実習をしている娘さんたちのグループがある。

公民館は、青少年が実際生活に役立つ知識や技術を習得する機会をつくりたいと、青年学級を開設しているが、このグループもその一つとして、昨年秋できた田沢小学校の家庭実習室を利用して実施しているもの。

毎週一回水曜日、午後七時から九時半まで。講師は上村病院栄養士の丸山尚子さん。希望者はだれでも参加できます。

【写真はたのしい調理実習の風景】

―お知らせ―

◎申告、納税の時期など。

二月十六日から一ヵ月間は所得税と事業税の申告の時期ですとくに所得税は、三十八年分の決算である確定申告ですから、十分に準備されて正しい申告と納期限内完納をされますようお願いします。

◎共同納税相談が二月二十八日中里村で行なわれます。

所得税の申告と納税の期限は三月十五日（本年は日曜日にあたるので十六日）であり、事業税の申告期限（納税は別です）は三月二十日（本年は休日なので二十一日）ですが、前年同様に所得税（国税）事業税（県税）を同じ会場で申告し、さらに納税について相談できるよう国、県、市町村が一体となってより一層協力して納税者の便宜をはかることにしています。

◎本年から特に変ったため注意を要する点。

〔イ〕申告用紙の形式の統一

所得税、事業税、住民税の申告用紙が同じ形式になりました。特に所得税の用紙は提出用と控用とにはっきり区別され、控用では提出用に代用できなくなりましたから、配布された用紙を全部、申告にお出での際は持参して下さい。

なお所得税は茶色、事業税は黒色で用紙が印刷され、色分けされています。

〔ロ〕申告の手引、説明書の統一

申告用紙の形式の統一に伴ない、手引、説明書も統一され、所得税を基としてそれぞれ異なる点のみをのせてあります。

◎前年度の事績から見た注意を要する点。

〔イ〕生命保険料控除や扶養控除等の記入は、自分で事前に記入して下さい。

〔ロ〕全用紙を持参して下さい用紙は一月中に送付する予定です。

〔ハ〕待ち時間を無くするためのおねがい。

貴重な時間をさいて相談においで下さるのですから、なるべくお待たせしないように心掛けておりますので、次のことにご協力下さるよう願います。

❶誰でも出来る記入事項は自分でする。

❷全用紙を必ず持ってきて、すぐ手続き出来るよう準備しておくこと。

❸スムースにゆくよう計画してありますので、出来るだけ指定の時間にお出で下さい。

（役場税務課）

年金のお知らせ

◇老令福祉年金

老令福祉年金該当者は、本年は明治二十七年生まれの人が新しく該当者となりますので、生まれ月がきましたらお忘れなく届出て下さい。

◇未支給福祉年金

老令、母子、障害福祉年金の受給者が死亡した場合にまだ未支給額がある場合は請求できます。

◇老令福祉年金の併給

昭和三十七年十月法改正により他の公的年金を受給している場合も福祉年金を受給できることになりました。

（社会厚生課）